

中国地方弁護士大会シンポジウム企画

塀の中の障がい者たち ～罪を犯した障がい者が立ち直るために～



日時:2014年(平成26年)8月9日(土) 午後2時～午後4時

場所:さん太ホール(定員300名)

内容:講演 山本譲司氏

参加費:無料

(会場案内図)



*駐車場は用意されておりませんので、公共交通機関をご利用のうえでご来館ください。

<講師プロフィール>

元衆議院議員。2001年、秘書給与詐取事件で実刑判決を受けて、黒羽刑務所に収容され、その433日間の受刑生活を元にして『獄窓記』(2003年、ポプラ社)を著し、他に『累犯障害者』(2006年、新潮社)『続獄窓記』(2008年、ポプラ社)等の著作がある。

また、厚生労働科学研究「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」の研究分担者、PFI刑務所である「播磨社会復帰促進センター」(兵庫県加古川市)、「島根あさひ社会復帰促進センター」(島根県浜田市)の運営アドバイザーを務めるなど、罪を犯した障害者の社会内定着を支援する活動に取り組み、現在は、福祉の現場に携わりながらジャーナリスト活動を行っている。

主催:岡山弁護士会 共催:中国地方弁護士会連合会

問合せ先:岡山弁護士会 TEL086-223-4401

山本讓司さんは、2001年、秘書給与詐取事件で実刑判決を受けて、黒羽刑務所に収容され、その433日間の受刑生活を元にして『獄窓記』(2003年、ポプラ社)を著し、本著作によって、刑務所の中に多くの障がい者・高齢者が収容されていること、こうした人々は服役を終えて社会に戻っても福祉の支援を受けることがないまま再犯に至り、刑務所に戻ってくる悪循環があり、刑務所が福祉の代替施設と化している現状が明らかになりました。そして、本著作を契機として、厚生労働省は、厚生労働科学研究として「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」を行い、山本讓司さんもその研究分担者となりました。その研究結果を踏まえて、厚生労働省は、2009年度に「地域生活定着支援事業」を創設し、高齢又は障がいを有するため福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者について、退所後直ちに福祉サービス等(障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など)につなげるための準備を、保護観察所と協働して進める「地域生活定着支援センター」を各都道府県に整備することにより、その社会復帰の支援を推進することとなりました。

山本讓司さんは、現在、PFI刑務所の運営に携わり、「特化ユニット」における障がいのある受刑者に対し、福祉的な視点での日常処遇や社会復帰支援を行うことに関与され、また、「特定非営利活動法人ライフサポートネットワーク」「更生保護法人同歩会」を設立するなど、出所者を医療や福祉につなぐ活動やその後の地域生活支援に取り組みされており、今回の講演会は、山本讓司さんの経験に基づく貴重なお話をうかがうことができる機会かと思えます。

また、今回の講演会は、中国地方弁護士会連合会シンポジウムのプレ企画です。中国地方弁護士会連合会は、2014年10月10日(金)午前10時から12時まで、ホテルグランヴィア岡山において、シンポジウム「立ち直りを支える社会を目指して～反省は一人ではできるが更生は一人ではできない～」を開催いたします。このシンポジウムでは、法務省の元職員として数々の現場を歴任し、現在は犯罪学者及び臨床心理士として活躍されている浜井浩一龍谷大学教授を講師にお招きし、罪を犯した人を排除せず地域での自立を支える視点から、我が国の更生保護の現状と課題、諸外国の取組などをご講演いただきます。また、後半のパネルディスカッションでは、富田彰乃岡山保護観察所長、辻川圭乃弁護士(大阪弁護士会)及び原田和明社会福祉士の3名をパネリストとしてお招きし、行政、刑事司法、社会生活支援の分野から、入口支援・出口支援について、それぞれの取組や課題を議論する予定です。

今回のプレ企画、そして10月10日のシンポジウムによって、罪を犯した障がい者・高齢者が再び罪を犯すことがないように立ち直りを支える社会に向けての取組を、市民の皆様と一緒に考えてみたいと思えますので、ぜひ多くの方々にご参加いただきますようお願いいたします。